

宋代形勢戸の構成

柳田節子

- 一 はじめに
 - 二 形勢戸の規定
 - 三 形勢戸の構成關係
 - (1) 吏人と形勢官戸
 - (2) 職役戸と吏人
 - (3) 形勢官戸と職役戸
 - 四 職役戸と下等農民
 - 五 おわりに
- 一 はじめに

「田園悉く形勢の家に移り」^①、「所在の園田、形勢の家に包占」^② されていたなどとも言われているように、形勢戸とは大土地所有者であり、大姓、豪民、豪右、有力の家など、さまざまな呼稱をもってしきりに史料にあらわれる。宋代の官僚はかかる形勢戸をその出身の母胎とし、「品官形勢の家」、「形勢官戸」などの用法によっても知られるように、兩者

は一體化して宋代の支配階層を構成していた。周藤吉之氏の研究は、かかる形勢戸を、官戸の大土地所有との関連において考察されたものである。たしかに、形勢戸が大土地經營を行なう豪族層として、支配階層を構成していることに異論の餘地はない。ただ、ここで、あらためてこの問題をとり上げようとするのは、官僚の大土地所有との関係においてよりは、むしろ、そのような社會經濟的基盤の上になつた形勢戸を、この時代の鄉村における支配秩序の中に位置づけてみたいと思ふからである。

二 形勢戸の規定

形勢戸の呼稱は唐末にまでさかのぼることが出来るが、この頃の形勢戸を、周藤氏は莊園を經營する「中央の權勢ある官僚、或はその庇護下の豪民、或は中央の武人の權勢ある者等」と規定されているが、かかる形勢戸が、「兩稅納入において、期限を違え、或は滯納をさかんに行なっている。しかし、これが、戸籍上、明確に一般民戸と區別されて、形勢戸としての版籍をもつようになるのは宋に入ってからになる。宋會要輯稿（以下、宋會要と略稱する）食貨七〇、賦稅雜錄、建隆四年（九六三）の詔によると、

每遇起納稅賦、告諭人戶、赴指定倉庫送納、初限已前未得校料、中限將終全未納者、即追戶頭或次家人、令佐同共校料、不得闕禁、及各行校料、仍令逐縣每造形勢門內戶夏（秋）稅數文帳、申本州寫送合納倉庫、才至起納時、點檢戶鈔、封送本州、委本判官銷注住促、內頑猶通欠者校料、須於限內前半月了足、本判官不切點檢、致有違欠、依令佐催科分數停罰、其中等已下見係州縣差役、及雖是舊日文武職官、見今子孫孤貧不濟者、不得一例依形勢門內戶供通、如將見任文武職官及州縣勢要人戶、隱漏不供、其干繫官吏、並行朝典

とあり、建國後間もない時に、いちはやく兩稅未納取締りのために、形勢門內戶の夏秋稅數文帳が、一般民戸とは別に作られている。ここで言う形勢戸とは、見任の文武職官、及び州縣勢要の人戸を指す。なお、中等已下の現に州縣の差役に

係るもの、及びもと文武職官のうち、その子孫の孤貧なる者とは、形勢戸扱いをしてはならないとあるのは、これをうらをかえしてよめば、上等戸の現に州縣の差役に充てられているもの、及び、舊文武職官の子孫、すなわち官蔭の戸のうちの孤貧以外は、形勢戸に含まれていたものと考えられる。續資治通鑑長編卷一二、開寶四年（九七一）春正月辛亥の條によると、

通判閬州殿中侍御史平棘路冲言、本州職役戸、負持形勢、輸租違期、已別立版籍於通判廳、依限督責、欲望頒爲條制、詔諸州府並置形勢版簿、令通判專管其租

とあり、四川においては、右の形勢門内戸夏秋稅數文帳の設置がなお實施されていなかったらしく、この時、あらためて四川の諸州府に對してかかる詔が下されたものと思われる。宋會要、食貨七〇賦稅雜錄の同文には、「蓋し、本州の曹吏、倚るに形勢を以てし、遷延して納めず」とあつて、「職役戸」は「曹吏」となつてゐる。四川では、職役戸、曹吏が、「形勢を負持し」て稅を遷延して納めなかつたために、この時、その對策として形勢版簿がはじめて置かれることになつた。特に通判が、形勢戸の租稅管理を行なうことになつてゐる。この後も、形勢戸の租稅滯納に對して、形勢版籍を別置して催稅をきびしくしようとする詔勅がしばしば出されてゐる。慶元條法事類（以下、事類と略稱する）に見えてゐる形勢戸に關する明確な規定は、北宋初め以來のかかる狀況を引きついで明文化されたものであろう。すでに周知の史料であるが、事類卷四七、賦役門一、違欠稅租の中の賦役令文は次の如くである。

諸縣稅租、夏秋造簿、其形勢戸《謂見充州縣及按察司吏人・書手・保正・耆官（ \parallel 戸）長之類、并品官之家非貧（戸弱者、餘條稱形勢戸准此》每名朱書形勢字、以別之。

南宋中期の慶元年間（一一九五—一二〇〇）において、形勢戸は、夏秋兩稅簿に形勢戸として特に朱書されていた。この記事の前には、勅文として、稅租輸納に違欠する形勢戸に對する處罰規定が記されている。

これらの版籍に朱書されていた形勢戸の規定についてみると、先ず、吏人とは、吏學指南によると、「吏人は俸を請け

て文書を掌管する者、人吏は俸無くして貼書の吏」として、區別して解説しているが、両者は必ずしも嚴密に使わけていたわけではなく、むしろ、史料上混同して用いられている場合が多い^⑧。書手は州縣におかれた吏役で、五等簿、徵稅文書の作成、保正役の決定など郷村の重要事務を擔當した。宋初には郷役であった郷書手が、職役の胥吏化の過程の中で吏役化したものらしい。事類に言う吏人、書手の類とは、狹義に吏人、書手に限定しているのではなく、州縣の吏役にたずさわるもの全般を指すのであろう。

保正、耆・戸長の類とはいうまでもなく郷村における職役である。宋初、郷役としては、里正・戸長が催稅をつかさどり、耆長が盜賊煙火をうけもった。いずれも一・二等戸が之に充てられた。このうち里正は仁宗の至和二年にやめられ、催稅は専ら戸長の手に移った。王安石の保甲法は民兵組織を意圖する一方、職役として展開し、戸長の催稅は大保長、或は催稅甲頭へ、耆長の仕事は保正に移り、その後、改廢をくりかえしながら、南宋に入つて、都保制にもとづく郷村の再編成の中で、保甲組織は職役として定着した^⑨。この職役戸も形勢戸にくみ込まれたのである。但し、さきの吏人にしても、この保正耆戸長にしても、事類の規定では現任者に限られているものとうけとれる。

事類卷四八、賦役門二の官戸の説明によると、「品官を謂う。其の亡歿せる者の蔭あるも同じ」とあつて、品官の家とは原則として正從九品以上をいう。ただ、事類の規定する形勢戸には、「品官の家の貧弱に非ざる者」と言う限定がつけられている。これは、恐らく、進納その他、雜流として入官した場合、陞朝官に達してはじめて、官戸としての特権を與えられたことを意味するのであろう^⑩。品官の家は都市では科配免除、郷村では差科―職役免除を中心とする官戸としての特権を與えられていた。

このようにみると、稅籍上、一般民戸と區別された形勢戸は、内容的には吏人、職役戸、品官の家―職役免除戸の三者としてとらえることが出來よう。はじめにものべたように、この時代の史料に數多くあらわれる形勢戸とは、大土地所有者、權勢ある家など、廣義に用いられている場合が多く、又、特に免役の特権をもつ官戸のみに限定して狹義に用い

られることもあって、必ずしも一定せず、いつでも右の如き事類に規定する内容を嚴密に意味しているわけではない。しかし、以上みてきたように、北宋以來、このような中味をもつ形勢戸が一般民戸と區別して扱われているのは、いずれも兩稅徵收上、違欠稅租の對策、處罰規定などに結びついていることに注意しておきたい。これらの戸を、支配階層としての大土地所有者という概念で一括してとらえる前に、その前提として、先ず、吏人、職役戸、官戸の三者が、形勢戸として、郷村において相互にどのような關係を結んでいたかを考えておく必要があるように思われる。

三 形勢戸の構成關係

(1) 吏人と形勢官戸

台州の地志、嘉定赤城志、卷一七吏役門、州役人の人吏の項には、

國初置、自都孔目官至糧料押司官凡十階、謂之職級、其次曰前行後行、又其次曰貼司、募有產而練於事者爲之、或無人應募、則俾職級年滿出職、其子姪繼替、天聖初、令無子姪可繼者、與募百姓、慶曆初詔、并許投名、取三人以上職級保明充、熙寧四年行募役法、依舊許投名、始支料錢、元祐元年復差役法、亦許人投名、不限產稅

とあって、元祐以後になると、州の人吏は產稅の有無を問わぬことになっているし、又、同じく、縣役人の人吏の項をみると、「紹興令、成丁の稅產有りて過犯無き者を募りて充つ。足らざればすなわち、杖罪を犯すも情輕き者を取りて充つ。又足らざればすなわち、稅戸に非ざるも而も稅產有る人の保を爲す者を取りて充」てたとある。輕犯罪者、或は、非稅戸（川）客戶でも稅戸の保證があれば人吏となることが出來た。福州では北宋初期には、州院の人吏に鬪員が生じた場合、「田產有りて公事に諳んずる人を募りて充」てていたが、天聖六年（一〇二八）以後になると、「百姓を募るをゆるし、如し、まことに投充無くんば、中戸以下より選差するを許し」ている。書手にしても募役法以後、第三等以下の戸を充てていたが、その後、「産業の有無を限らず」招募を行なっている。^⑩「稍、質產有る者、又、孰れか肯て吏と爲らんや」と

言われ、「國初、吏人、皆、士大夫の子弟の自ら立つ能わざる者、恥を忍びて之に爲る」^④とも言われるように、吏人は、その出身それ自體としては、經濟的にも社會的にも、形勢戸として独自の權力の地盤をもっていたわけではない。吏人が州縣行政の末端事務を掌握し、權力に寄生して苛斂誅求を行なっていた點についてはくりかえさないが、かかる吏人が、何故に、税籍上、形勢戸にくみ込まれたかが問題であらう。

南宋の關名氏撰州縣提綱卷一、責吏須自反では、

今之爲官者皆曰、吏之貪不可不懲、吏之頑不可不治、夫吏之貪頑固可懲治矣、然必先反諸己以率吏、夫富者不爲吏而爲吏者皆貧、仰事俯育、喪葬嫁娶、凡欲資其生者、與吾同耳、亡請給於公、悉藉贓以爲衣食、大夫受君之命、食君之祿、尙或亡厭、而竊於公、取於民、私家色色勒吏出備、乃反以彼爲貪爲頑何耶

とのべている。富者は吏とならず、吏はみな貧であったと言ひ、士大夫官僚層は、そのような貧戸層出身の吏人と私的な關係を結び、私家のために「吏を勒して出備せしめ」てこれを強制的に利用し、自らの利益追求を行なっていた。宋會要、刑法二、禁約の淳熙四年（一一七七）四月二十八日の詔に、

曾經編配吏人及見役吏人、並不許充官民戸幹人、如違許人陳告、依冒役法斷罪追賞、先是前知常州晉陵縣葉元凱言、州縣形勢官戸及豪右之家、多蓄停罷公吏以爲幹人、恃其姦惡、持吏短長官物、抵頑不輸、詞訟則變白爲黑、小民被害、乞立條制、行下禁止、故有是命

とあつて、かつて吏人であつたもの、及び現役の吏人を官・民戸の幹人に充てることを禁止した詔である。事類の規定に従えば、現役の吏人とはまさに形勢戸の版籍に朱書されていた戸である。形勢官戸、豪右の家が、停罷の公人・吏人を家內的に幹人としてかかえ込み、恐らくその大土地所有の管理人として、徴租や納税關係をはじめとする土地經營を管理させることが一般化していたために、かかる詔が出されたものと思われる。停罷の公吏とは、自ら罷めたのではなく、不正行爲などによって罷めさせられたものである。例えば、兩税納入の最終期限を過ぎて未納額が三割以上に達した時、州縣

の吏人や書手はその罰としてその職を勒停されることになっていたし、又、宋會要、食貨九、賦稅雜錄、紹興十二年九月十三日の條には、

赦、諸縣起催官物、依條合抄錄、人戶應納寔數、預給憑由、近年令佐弛慢、但憑鄉司印給、其間脫漏增加、情弊不一、或已輸納、不將縣鈔銷簿、致納與米納例被追呼、仰監司覺察、今後憑由如有脫漏、止勒元給散公吏、陪填其增加之數、與不卽銷簿、吏人斷停、永不得充役、縣官失覺察、按劾以聞

とあって、兩税をすでに納入したにも拘らず、納入ずみとして稅簿から銷さず、二重取りを行っている吏人は、斷停して再び吏役につくことを禁止されている。恐らくこのような吏人を、形勢官戸、豪民が幹人としてかかえ込んだのである。その出自は低く、州縣の末端事務に精通し、且つ、その姦悪さの腕をかわれて幹人とされていたものと思われる。形勢官戸や豪右の家の「抵頑不輸」も、そのような、現役、或は停罷の吏人の力に依存することなしには、充分の成果を上げ得なかつたのであろう。かかる關係の中で、形勢官戸、豪民等の違欠稅租がさかんに行なわれた。南宋中期の人、杜範の杜清獻公集卷八、便民五事奏劄によると、江南東路寧國府について、

何者貴家豪族所管常賦、重賂鄉胥、或指爲朞江逃闕、或詭寄外縣名籍、雖田連阡陌、輸稅既少、役且不及、村疇小民、僅有田園、不能賄吏、則額外橫斂、重催申納、又爲上戶承當重役

とあり、朞江、逃闕と偽り、或は外縣への詭寄によって稅役を逃れるためには、貴家、豪族は胥吏と結託することなしには、それを行ない得なかつたことを示している。南宋、孝宗朝の人、吳徹の竹洲文集卷三、芻言の黜吏には、

且豪民之所以能爲豪者、必先有以制州縣之吏、州縣之吏、惟所制而後迫脅平民、惟其所欲、故黜吏者豪民所必攻、而豪民者黜吏之所深忌也、豪民於黜吏生長於其鄉、而習知其人、交結於其徒、而默伺其短、其動靜之纖悉、欺蔽之隱微、爲豪民者日夜搜求採訪而籍之、以爲覘質之具、惟其有以相持、是以兩無所爭、惟其兩無所爭、是以相爲形勢、而各得其欲

とあって、郷村における豪民と吏人との關係を示している。豪民の豪民たる所以は、先ず州縣の吏を如何にうまく制するかにあった。互に本貫土着の戸として郷村に成長し、豪民は吏人の動靜をさぐり、その弱點をつかみ、欺隱をもらさず調べ上げ、それを逆用して豪民としての實力を維持しようとしている。相互に依存し合ひながら、形勢としてその欲望を満たすことが出来た。豪民にしてみれば、吏の姦惡さを自らのものとすることによって、はじめて郷村における豪民としての經濟的安定を保ち得たのであろう。吏を制するとは、具體的には税役忌避以外の目的は考えられない。

吏人は自らの經濟的基盤をもつ故に形勢戸であり得たのではなく、吏人として地方行政の末端機構の中に入り込み、直接の徵稅等の實務擔當者として地方行政上、不可缺の存在となつて、その實力をたくわえることが出来たのである。形勢官戸との間には、その社會的身分、經濟的地盤において明確な上下の格差をもちながら、吏人が權力に寄生化しつつ形勢戸にくみこまれていゝのは、これをうらをかえして見れば、形勢官戸もまた、吏人に寄生的であり、國家權力に寄生的にあつたことを意味しよう。吏人を家内的にかかえこみ、之と結託し、之を制することなしには、形勢官戸、豪民層は、その經濟的地盤を安定維持し得なかつたかの如くである。朱文公文集卷九九公移、約束侵占田業勝によると、没官田等の請佃について、

今來根刷諸司没官戸絶等田産并新漲海塗漲淤成田地等、多是豪勢等第并官戸公吏等人、不曾經官請佃、擅收侵占、暗收花利、不納官租、其間雖有經官請佃、止量立些少租課、計囑主人吏、又且不曾催納入常平倉、上下蒙庇、官司無緣得知

とのべている。豪勢等第戸、官戸、公吏等が、没官田、戸絶田等その他の官田を侵占して官租を納めず、或は、官に届出て請佃しても、ごくわずかしか租課を納めなかつた。その場合、「主行の人吏に計囑し」、或は、「上下蒙庇」することによって、かかる不正を行ない得たのである。このような上下の關係の中で、官戸、吏人は相互に依存、寄生化しながら自らの力をたくわえて行くことも出来、形勢戸の中にくみこまれたのであろう。

(2) 職役戸と吏人

保正・耆・戸長等の郷役負擔そのものについては、すでに詳細な研究がなされているのでそちらにゆずり、^⑧ここでは、かかる郷役行使の過程において、職役戸が形勢戸として、吏人とのような関係におかれていたか、その點に限ってみて行くことにしたい。ただ、耆長については、史料的に、特に問題として表面化して來ないので、保正・戸長との關係を中心とせざるを得ない。保正・戸長等が、催税を行なうにあたって、吏人とのような關係におかれていたか。保正の負擔を詳細に示した史料は少なくないが、その中でも代表的なものとしてすでにしばしば引用されている朱公文文集卷九九、約束不得攝擾保正等榜の五カ條の一つに、

一 訪聞、縣道差募保正、拘催二稅、自承認之日、便先期借絹借米、便令空作人戸姓名投納、在官曾未旬月、分限完較、或三五日一次、或五六日一次、人吏郷司皆常例需索、稍不如數、雖所催已及、却計較毫釐、將多爲少、未免筭楚

とあって、保正が兩稅徵收を負擔させられていたことを示していると共に、その徵稅にあたっては、人吏や郷司^⑨書手の支配下におかれ、不當な需索をうけていたことが記されている。上引の州縣提綱卷四の「革催數欺弊」にも、戸長が催稅にあたって、催數の多寡は率ね吏の手に握られており、吏は賄賂の有無によって、戸長の罪を免じ、或は、不當な刑責を科していたと言われている。南宋の汪應辰は、文定集卷五、論罷戸長改差甲頭の中で、

民有産業則有常職、今免役條例、每二百五十家差戸長二名、以催理民所當納之賦、何復難者、然而戸長不堪其役、而或至于破產者、豈有他哉

と言つて、戸長催稅の七害を述べているが、その中四害までが吏人からうける害となっている。すなわち、先ず第一害として、「蓋し、物力に厚薄有り。役次に久近あり。縣令をして簿書を親閱せしめ、公に依り點差せしむれば、すなわち、詞訟無からん。今、胥吏、舞弄して弊を作し、一戸長を差するに四五に至りて定まらざる者あり」と言つて、先ず、戸長役のわり當てそれ自體が胥吏の手に握られ不公平が行なわれていたことを指摘している。第二の害として「稅租、おのず

から期限有り。追集比較し、拘留勘罰す」とは、さきに朱子が指摘している「限を分つて税を比較し、人吏や郷吏が皆な、常例として需索していた」と同じことを言っているものと思われる。第三の害に「官物已に納めて簿を銷さず、往々にして重疊欠を刻す」とあるが、納入済みとして銷簿するのは書手の擔當であつた。戸長が責任額を完納しても、書手が税帳から銷さないのである。「攬納人、類ね多く公吏と相表裏し、亦、公吏も自ら之を爲す者有り。攬して納めず、反りて殃を以つて戸長に及ぶ」が第四の害として指摘されている。夏秋兩税納入を請負う攬納人が公吏と結託し、集めた兩税を縣に納入せず、その始末を戸長にもち込んでいたのであろう。保正、戸長が郷役として催税を行使しようとする時、直接、接觸するのは吏人、書手であり、それは何時でも、職役戸として保正、戸長等が、吏人、書手を驅使するのではなく、吏人、書手が保正、戸長を支配するかたちで行なわれていたようである。事類の規定に従うと、徵稅責任者として、兩者ともに形勢戸とされているのである。

(3) 形勢官戸と職役戸

保正、戸長等が、國家の鄉村支配の最末端にくみ込まれ、その職役義務を行使しようとする時、それを困難ならしめるものとして、一方に吏人、書手がいるとすれば、他方には、形勢官戸、豪民層がいた。右の汪應辰の言う戸長の害の第六には、「形勢の戸、稽慢して苟も免れ、官司も敢て誰何せず。而も惟だ戸長を責辦」していたとある。宋會要、食貨六六役法、慶元五年（一一九九）二月二十一日の右諫議大夫兼侍講の張奎の言には、保正、戸長の差役の苦をのべているが、その中、戸長について、

戸長專以催納稅租爲職亦法也、今一都人戸之稅租、皆欲取辨、有所謂逃戸之產・絶戸之產・詭名挾戸之產、或戸眼雖存而實無住者、或形勢占據而不肯輸官、縣道於此類不復分別、一例給帖、責以拘催、爲戸長者率是五等貧乏小民、賣產不足則有逃徙而去

とあり、逃絶戸や詭名挾戸の税と共に、形勢戸の輸納拒否部分までも戸長の責任において代納させられていた。同じく、

食貨一〇、賦稅雜錄、紹興三十一年（一一六一）二月十七日、兩浙路轉運副使林安定の言によると、

巡歷郡縣、多有形勢之家憑恃強橫、全不輸納、苟有追呼、小則繫逐戶長、大則脅勢官吏、于是縣令懦者、低首而容認、強者反擠排而去、又有陰爲民戶影占田產、規避稅役、習以成風、畧無忌憚、欲望詳酌、乞行下本路州縣、如有形勢不納稅租、及爲民戶影占田畝之人、許令縣官具寔迹、申監司按劾以聞、從之

とあって、鄉村において強横な形勢の家が、全く兩税を輸納せず、且つ、他人の田を影占し、之を取立てようとする戸長も縣令もよせつけなかった。又、一方では、五十年にわたって徭役を拒否しつづけて來た大姓もいた。^⑧

宋會要、食貨一農田雜錄、乾興元年（一〇二二）十二月の條によると、

……以臣愚見、且以三千戸之邑五等分算、中等以上可任差遣者約千戸、官員形勢衙前將吏不啻一二百戸、並免差遣、州縣鄉村諸色役人又不啻一二百戸、如此則二三年內已總遍差、總得歸農、即復應役、直至破盡家業、方得閑休、所以人戸懼、稍有田產、典賣與形勢之家、以避徭役

とあって、三千戸のうち、約千戸が中等以上の戸として差遣¹¹差役を負擔する。しかし、そのうち、官員、形勢、衙前將吏等一〜二百戸は、職役免除戸であるし、諸色役人¹²吏人もまた、吏役にたずさわる戸として一〜二百戸が除外され、残る六〜八百戸が集中的に職役を負擔した。その結果、起つて來た詭産に對する方策として、「自今、見任の食祿人と同居の骨肉、及び衙前將吏の各、戸役を免れる者は、現在の莊業を除くの外、更に田土を典賣することを禁止」し、一方、「あらゆる鄉村の莊田物力ある者が、差徭を免れようとして、逃移と虚報して形勢戸と同情啓倖し、形勢戸の名下に客となつて差徭を影庇し、自己の田産を全種している者を自首」させることとした。官員、形勢、衙前將吏等は大地所有者であり、之に對する限田策が出てくるわけであるが、中等以上の戸は、職役義務を負う戸として、官戸、吏人等の職役免除部分と、兩税忌避部分の二重の負擔を課され、その負擔から逃れるために、職役免除の特權をもつ官戸に詭名寄産を行ない、官戸に寄生せざるを得なかつた。これを鄉村支配の場において考へた場合、受託する側としての官戸と、寄託する

側としての職役戸との間には、同じく地主層でありながら、必ずしも利害が一致していたとは考えられず、又、對等の立場をとり得たとも思われない。宋會要、刑法二禁約、宣和元年（一一一九）十月二日の條には、

河北路轉運副使李孝昌奏、近歲諸路上戸有力之家、苟免科役、私以田產託於官戸、或量立價錢、正爲交易、或約分租課、券契自收、等第減於豪彊、科役併於貧弱、雖有法禁、莫能杜絕、其間亦有假於官戸、久而不歸者、起訟滋獄、傷教敗俗、莫此爲甚、乞委監司郡守嚴加檢察、詔尙書省立法

とあって、上戸有力の家が科役を免れるために、自分の田産を官戸に寄託し、納租の約束をとりかわしているが、その間、官戸に形式的に寄託した田産をそのまま奪われて返してもらえず、訴訟が起こることが多かったと言う。南宋、孝宗年間の袁采の袁氏世範卷三治家、冒戸避役起爭端に、「人、己が分の財産有り、而も差役を避免せんと欲すれば、則ち、同宗に官有るの人を冒して一戸籍を爲す者あり。皆、他日、争訟の端由なり」とのべているのも、恐らく、同じ事情を物語っているであろう。職役戸は、郷村において、一方では、官戸、及び吏人の職役免除部分を負擔し、それだけ頻繁に役に充てられることになったし、他方では、職役戸としての催稅業務を行使する中で、品官、形勢、豪民層の納稅拒否による催稅不能部分をもうけもたされた。形勢官戸の存在が郷村において二重の意味で職役戸にしわよせされていたものと考えられる。しかも、そのためにこそ、職役負擔戸は、詭名寄産等の方法によって官戸へ寄生化して行ったのである。従って、詭名寄産によって稅役を逃れようとしているのは、職役負擔のある富戸、上戸層であって、中下の貧戸層ではなかった。「天下の富民、稅を有官の家に寄し、以って差役を免るるもの多し」とか、「形勢戸の（經界を）願わざる者多し」と爲す。ただし、詭名挾戸は下戸の爲す所に非ず」などと言われているのである。その場合、受託する側は寄託する側に對して優位に立ち、官戸の土地所有擴大の一つの條件を作り出した。かかる状況の下で、時代の下るにつれて、ある程度の職役戸の分解が進んだ側面は否定出来ない。南宋中期の人、陳傅良の止齋文集卷二一轉對論役法劄子には、

役法者五等簿是也、保甲法者魚鱗簿是也、五等簿者以通縣計之、自第一等至第五等、以其戸強弱、各自爲簿、魚鱗簿

者以比屋計之、自第一都至第幾都、不以其戸強弱、併爲一簿、各自爲簿、即第一等之中、雖有強弱、要不失於上等、第二等之中、雖有強弱、要不失於中戸、以其力略相等、故其役均、併爲一簿、即或一都之中、適多強戸、則歇役之日長、或一都之中、適多弱戸、則歇役之日短、或一都之中、適皆弱戸、則於其中不得不推排一二以爲強戸、則無復歇役之日、以其力相殊絶、故其役不均、此甚較然矣

とある。差役法では、一縣を通じて戸等を定めたのに對し、保甲法は、各都毎に職役を割當てたために、強戸、弱戸の居住分布状況の片寄りからくる職役負擔の不均等が生じたとのべている。同一戸等内における強弱の格差、各都間における職役戸の經濟的負擔能力の不均等が指摘されている。北宋前期の里正、戸長等が、各郷單位で割當てが行なわれていたのに對し、保甲法の職役化によって、保正、戸長の割當ては都單位となった。平江府常熟縣志、寶祐琴川志卷二の郷都によつて、郷・都の數をみると、

感化郷	第一都—第七都	七都
崇素郷	第八都—第十都	三都
南沙郷	第十一都—第十六都	六都
端委郷	第十七都—第二十二都	六都
開元郷	第二十三都—第二十六都	四都
思政郷	第二十七都—第三十一都	五都
雙鳳郷	第三十二銀—第四十三都	十二都
積善郷	第四十四都—第四十五都	二都
歸政郷	第四十六都—第五十都	五都

となつており、常熟縣は九郷五十都に分けられ、各郷は、最高は雙鳳郷の十二都から、最低は積善郷の二都までを含み、

一郷平均五・五都となつてゐる。職役割當ての都單位への移行の結果、單位基準の細分化からくるひずみのために、更に、上述した如き、富戸、上戸層の詭名挾佃等による税役忌避行為のために、職役戸の經濟的負擔能力の相對的下降がみとめられる。宋會要、食貨六六免役、乾道元年（一一六五）八月五日の條には、

州縣被差執役者、率中下之戸、中下之家、産業既微、物力又薄、故凡一爲保正副、鮮不破家壞產

とあり、同じく上引の慶元五年二月二十一日の條には、「戸長たる者、率ね是れ五等貧乏の小民にして、産を賣りて足らざれば、すなわち、逃徙して去る有り」とあつた。或は、南宋、孫觀の鴻慶居士集卷三五、宋故左中大夫直寶文閣致仕李公墓誌銘にも、

豪民率以田園分寄官蔭之家、而貧民下戸、一畝之宮、數口之聚、皆受役、力不勝則逃去

とみえているなど、職役戸の分解現象がみとめられる。しかも、これを、制度上からみれば、保正副等は、一都二百五十戸の中から、物力材勇あり、衆の伏する所のものが選ばれることになっており、「一家を以って數十里の地を總べ、一身を以って數百戸の責めに任ず^⑧」る責任を負わされている戸である。「保正は一郷の豪^⑨」としてうけとめられている面を見落すことは出来ない。

宋會要、食貨五、官田雜錄、紹興五年（一一三五）四月十九日の臣僚の言に、

兩浙諸州、自建炎中殘破之後、官司亡失文籍、所有苗稅元額不登、蓋爲兼并隱寄之家與鄉村保正鄉司通同作弊、隱落官物、至有歲收千畝之家、官中收二三頃者、有歲收千斛之家、官無名籍者、乞應詭名子戶隱寄田、人吏有田產而無數配苗役者、被虜田產、官司糾察不盡者、聽一季或半年內、許令自陳

とある。兼併隱寄の家が、鄉村の保正や鄉司に書手と通同して弊をなし、官物をごまかしていたと言う。兼併の家、保正、人吏、書手等が、相互に通じ合うことによつて、官田の侵占、違欠稅租等を行ない得たのであろう。職役免除の特權をもつ官戸と、職役戸とは、共に地主層としてその土地所有を經濟的地盤としながらも、これを國家の鄉村支配の中に位

置づけてみる時、職役戸は、官戸の特權的職役免除部分と、更にその催税不能部分との二重の負擔を受けもたされ、そのために、形勢官戸層へ寄生的關係を結んで行った。このような上下の寄生的關係を内包しつつ、税籍上、一般民戸とは別に、職役戸もまた形勢戸としての別籍をもった。官戸、吏人、職役戸は、以上の如き關係の中で鄉村における自らの社會的、經濟的地盤を育て、形勢戸として支配階層を形成して行くことが出来たのであろう。

四 職役戸と下等農民

眞文忠公文集卷一二、對越甲藥、申將前知建康府溧陽縣王棠鑄降事に次のような記事がある。

蓋(王)棠志不在民、一切付之隅保吏胥之手、飛走賣弄、聽其自爲需給、如志則以上等之戸降而爲下等、賄賂不至則以十金之產增而爲百金、牒訴紛然、一不受理、遂使冤憤不平之氣、無所潑泄、今日聚衆圍保正之家、明日聚衆撤戸長之屋、如惠德鄉之蔣大和、來蘇鄉之史萬二、奉安鄉之管千六、明義鄉之芮六五、允定鄉之倪怱、德隨鄉之李五三、仙壇鄉之朱七十、贊賢鄉之周省五等、同時並作、多者數十百人、持杖敲吹、縱火拋石、室廬器物爲之蕩盡、桑拓竹木爲之一空、甚者又傷其人、驚死其老幼、棠既不能彈壓、巡尉遣兵收捕、或爲所執縛、棠亦不能誰何、一邑囂然、幾至主變

建康溧陽縣知事王棠の彈劾文であり、隅保[㊦]吏胥の手による不當な戸等の升降に對する民衆のはげしい抵抗運動である。賄賂を贈らなかつたために、不當に戸等を引上げられた農民たちが、數十百人と徒黨を組み、保正や戸長の家を圍んで、ぶちこわしや放火を行ない、保正、戸長を又傷し、その家族を驚死させるまでの抵抗をひき起こした。史萬二、管千六、芮六五、李五三、朱七十、周省五と言った姓名は、佃戸や一般自作農民層に多い呼稱であつたようで、恐らく、下等の自作農民―主戸が、不當に戸等をつり上げられ、税役負擔の不當なわり當てをうけることになり、しかも、訴えても取上げられないこともない、そのような支配に對する追いつめられた抵抗である。これらの郷のうち、惠德、來蘇、奉安、明義、德

隨の五郷は溧陽縣に所屬するが、仙壇、贛賢の二郷は、溧陽縣の北に隣接する溧水縣の郷である。二縣にまたがって、「同時に並び作る」と言う共同行動を自作農層が起していることは、特に注目し値する。しかも、その直接の攻撃目標は、州縣廳へ對してでも、吏胥に對してでもなく、保正、戸長の家に向けられている。兩稅納入の義務を負い、保甲組織に組みこまれてゐる主戸、下等自作農民層にとっては、保正、戸長こそが、郷村において、國家の郷村支配の直接的な、具體的な權力の行使者としてうけとめられていたことを示している。

朱文公文別集卷一〇公移、施行置場賑濟約束事に、

契勘、賑糶賑濟人戸米穀、已下場差官及合千人監轄外、逐場先出榜、分定都分先後、仍於外門外及裏門外、各依先後資次、排定都分上戸坐處、……至日天未明、監官入場、隅官入交錢位子、……保正大保長、各符旗號引本都保下輪糶濟人赴外門、依資次旗下座定、以監官逐隊叫名、保正以旗引保長、保長以旗先行賑濟人戸、以次詣窓前呈牌、隅官以入門、印印其左手、訖撥入門、監官逐隊叫名、保正長引賑濟人、以次請米……

とある。江南西路南康軍三縣において、賑糶賑濟を實施する上での具體的な手續きを示している。監官、隅官の監督の下に、大保長が保旗をかかげて、一保内の賑濟をうける農民を率い、それらの各保を保正がかかげて引率し、定められた都保の順位に従つて賑濟手續きをとっている。都保制が具體的に郷村組織として運営されていたことが知られると共に、一都の長である保正は、そのような郷村組織における農民の統率者として行動している。上引の寶祐琴川志卷二郷都には、第一都から五十都に至る毎都別に、官田、民田の面積、土地の上、中、下則と、兩稅の稅則が記されている。つまり、都を基準として、都毎に稅額が定められ、保正、戸長がその徵收の責任を負わされていたのである。都保組織が、再生産の場としての村落共同體とどのような關係の下に再編成されて來たのか、保正、戸長等が、それぞれの郷都における地主層として、共同體内の諸機能をどのようななかたちで掌握して來たか、などについては、今後の問題として殘されているが、國家は、以上のような形で、中等以上の地主層を、郷都制と保甲法にもとづく郷村支配の最末端機構の中に、職役

戸としてかかえ込んだのである。下等農民層の立場にたつてみる時、そのような職役戸は、支配権力につながる存在としてうけとめられていたのであろう。

五 おわりに

慶元條法事類に形勢戸として規定されている戸とは、一、吏人、二、保正・耆・戸長、三、品官の家の三者を含み、税籍上、特に朱書されて、一般民戸と區別されていた。かかる形勢戸の税籍上の別扱いは、既に北宋初期以来のことであつて、且つ、形勢戸がさかんに違欠税租を行なつていたことに對する規制の意味が強かつたようである。それは、大土地所有者として宋代の支配階級を構成する官戸が、自らの土地所有において兩税免除の特権を確立し得なかつたことと無關係ではないらしい。

官戸は職役は免除されたが、兩税は免除されなかつた。官戸はその經濟的地盤である自らの大土地經營の維持擴大のために、兩税を忌避しようとした。州縣行政の末端において徵税を中心とする諸般の事務を擔當する吏の制度は、宋以後、特に發展を示したもので、そのこと自體、宋代官僚制の半面を象徴しているが、官戸、豪民層は、その吏人をふところにかかえこみ、之を驅使して兩税を逃れようとした。吏人は鄉村に土着の戸として官僚支配の末端にくい込み、その徵税實務の熟練者として、私的に官僚地主層の配下にくみ込まれていた。官僚地主層の違欠税租は、吏人・書手と結びつくことなしには行ない得なかつたようである。従つて、官僚地主層もまた吏人層に寄生的であつた。吏人それ自體の出自としては、決して大土地所有者でもなく、獨自の經濟的地盤をもつていたわけではない。中等以上の地主層は、鄉村において、職役戸として、吏人の姦惡な督促の下で、その吏人と結びついている官僚地主層の納税拒否部分までも代納させられた。その過重な職役負擔から逃れるために、職役免除の特権をもつ官戸に自らの土地を詭寄し、免役をはかつた。この場合、土地を差出したものと、受取つたものとの間には、對等の關係は生じにくい。官戸は自ら職役免除の特権を得ることによ

って、その免除部分を職役戸に負擔させ、職役を負擔させることによってそれを免れる手段として詭産をうけ、その權力の擴大をはかることが出來た。しかも、かかる職役戸も、郷村においては、中等以上の地主層であり、數的には壓倒的多數を占める中小自作農からみれば、國家の郷村支配の最末端につながる權力の分身であり、郷村の土地所有關係においても、詭寄行爲を通して官戸の地主支配につながる戸である。吏人や保正等の手による戸等の不當な升降に憤激した中小農民が、數百人と徒黨を組んで放火、刃傷の直接の攻撃目標としたのは他ならぬ保正、戸長等のこれら職役戸であった。吏人、職役戸、官戸からなる形勢戸の構成は、社會的、經濟的に支配と從屬の關係を内包して、形勢戸として、支配階層たり得たのであろう。

唐宋以來の新興地主層は、その大土地所有を經濟的基盤として自らの權力をうちたてることに成功せず、宋王朝の集權的官僚支配を生み出した。彼等はその大土地經營に、不輸不入の特權を獲得することなく、官僚として國家權力に寄生するかたちで、その土地所有の擴大をはかった。吏人の官戸への隸屬、職役戸の官戸への寄生は、これをうらがえしにみれば、官戸の、吏人や職役戸層への寄生と云うことでもある。かかる關係の中で、違欠稅租行爲を中心に、官戸、吏人、職役戸の相互の寄生化を内包して、支配階層として形勢戸を構成した。形勢戸の内部構成として、このような寄生關係を成立せしめたのは何であらうか。

宋代には數多くの權力への抵抗運動が展開されたが、すでに取上げられている頑佃抗租や均産一揆等ばかりでなく、それ以外にも、上述した如き、地方的な、小規模な、小農民反亂を、史料のかなり豊富にたしかめることが出来る。これについては、いづれ稿を改めたいが、形勢戸の構成のもつ相互に寄生的な諸關係と、その上に成立した集權的官僚支配を、單に、大土地所有内部における地主・佃戸關係の視角からだけでなく、國家の郷村支配の中で、中小自作農民層のもつ意味とその位置づけを、もう一度考えなおしてみることも必要なのではないかと思われる。

① 註

洪适「盤洲文集」卷四一、乞許逃葉子孫贖產劄子、紹興三十二年建康上殿。

② 衛涇「後樂集」卷一三、論墾田劄子。

③ 周藤吉之「宋代官僚制と大土地所有」第三章 第一節 形勢官戸と大土地所有の發展。(社會構成史體系) 一九五〇。

④ 周藤吉之「唐宋五代の莊園制」中國土地制度史研究三一頁以下。

⑤ 「秋」は、文獻通考卷四、田賦考四で補った。

⑥ 慶元條法事類は、燕京大學圖書館の活字本と、靜嘉堂文庫の寫本では、かなり字句のちがいがあつた。この形勢戸の規定は、卷四七賦役門一の(1)違欠稅租と、(2)稅租簿の二ヶ所、及び、(3)卷四八賦役門二に一ヶ所と、計三ヶ所に同文があり、これら三者の間の字句のちがいもある。本引用は、燕京大學本の(1)を引用した。「耆官長」とあるのは、(3)の「耆戸長」が正しく、「貧戸弱者」の「戸」は、(2)、(3)にはない。その他については、近く「大安」から兩者の對校表が出版されるとの事なので、それを参照されたい。

⑦ 例えば、慶元條法事類卷五二公吏門の名例勅に、

諸稱公人者、謂衙前專副、庫・稱・摺子・杖直・獄子・兵級之類、稱吏人者、謂職級至貼司、行案・不行案人並同、稱公吏、謂公人、吏人

とあるが、嘉定赤城志卷一七 吏役門の州役人の項によると同じく職級から貼司までを「人吏」としている。

⑧ 吏役については、宮崎市定「宋代州縣制度の由來とその特

色」アジア史研究四所収、「王安石の吏士合一策」アジア史研究一所収、「胥吏の陪備を中心として」アジア史研究三所収、周藤吉之「宋代州縣の職役と胥吏の發展」宋代經濟史研究所收、等参照。

⑨ 北宋、南宋を通して職役については、曾我部靜雄「宋代財政史」第二篇宋代の役法、周藤吉之「宋代鄉村制の變遷過程」

「南宋の保伍法」唐宋社會經濟史研究所收、等参照。

⑩ 品官の家の内容については、註③の周藤氏の論文に詳細な説明がある。

⑪ 淳熙三山志卷一三 版籍 州縣役人の吏人の項。

⑫ 嘉定赤城志卷一七 吏役門 縣役人 郷書手の項。

⑬ 南宋、胡太初「畫簾緒論」御史篇第五。

⑭ 北宋、王楙「燕翼詒謀錄」卷三。

⑮ 公吏については、註⑦の事類の説明参照。

⑯ 事類卷四七 賦役門一 違欠稅租の條に、「諸稅租未(未)限滿、欠不及一分、縣吏人書手戶長答四十、令佐罰三十直、一分杖六十、令佐罰六十直、州吏人答四十、都孔目副都孔目官答二十、幕職官三十直、通判知州二十直、每一分各加二

等、至三分罪止、……令佐衝替、州縣吏人書手勒停、都孔目副都孔目官降一資」とある。なお、幹人については、周藤吉之「宋代莊園の管理——特に幹人を中心として——」中國土地制度史研究所收がある。

⑰ 註⑨の、周藤、曾我部兩氏の諸論文参照。

⑱ 耆長については、周藤吉之「宋代鄉村制の變遷過程」唐宋社會經濟史研究所收に詳しい。

- ①⑨ 書手が郷司ともよばれていたことについては、註⑮、周藤氏の論文の第四章、「北宋中期以後南宋の郷書手制」参照。
- ②⑩ 劉放、彭城集卷三五故朝散大夫給事中……權判南京留守御史臺劉公行狀。
- ③⑪ 南宋初の人、歐陽徹の飄然集卷三建炎元年（一一二七）の上皇帝萬言書。
- ④⑫ 建炎以來繫年要錄卷一七四、紹興二十六年九月、王之望の言。
- ⑤⑬ 南宋中期の人、黃榦の黃文肅公文集卷二漢陽軍條奏便民五事の結保伍の項。なお、周藤吉之氏の研究によると、南宋中期、四川、瀘州管下三縣の都の戸数は、三百戸乃至五百戸が最も多く、二百戸以下、或は千戸以上の都もあったことが指摘されている。且つ、瀘州縣は八郷八里三十四都で一郷平均四都強となっている。「宋代鄉村制の變遷過程」唐宋社會經濟史研究六二四頁以下参照。
- ⑥⑭ 宋史全文卷二五 乾道五年五月癸亥、刑部侍郎汪大猷の言。隅保は隅官と保正。隅及び隅官については、周藤吉之「南宋の保伍法」第三章 第二節 南宋後期の保伍法、唐宋社會經濟史研究所收、曾我部靜雄「南宋の隅と隅官——中國の行政區畫としての隅の起源——」法制史研究一〇参照。
- ⑦⑮ 景定建康志、卷頭の地圖、及び卷一六、郷社の項。かかる現象は、恐らく、當時の土地所有のあり方と關係しているものと思われる。例えば、杜範の杜清獻公集卷八、便民五事奏劄によると、貴家豪族が、稅役逃れのために、外縣の名籍への土地の詭寄を行なっており、又、建炎以來繫年要錄卷一六二、紹興二十一年十月甲午の條によると、江南西路において、人煙田産は筠州高安縣にあり、苗稅、苗米は臨江軍清江縣で徵收されるという、土地所有と徵稅が二縣にまたがる駕佃關係が成立している。
- ⑧⑯ 小山正明氏は、「鄉村支配のための主要職役と、州・縣の行政實務擔當者たる吏人とは、ほぼ三等戸以上の有力な家を共通の母體としている」と言われているが、吏人は有力地主層なるが故に吏人であったわけではない。西嶋定生編「東洋史入門」三九頁。
- ⑨⑰ 關履權「論兩宋農民戰爭」歴史研究一九六二―二には、北宋、南宋を通じて七十二回に上る農民戰爭をあげているが、それ以外にも、かなりの地方的小反亂を指摘することが出来る。